

(IV) 「農林水産業・食品産業 作業安全推進 Week」実施概要

作業安全推進 Week は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、当初予定していた会議室に集合しての会議形式を変更し、zoom ウェビナーを利用した Web 形式のライブ配信とした。

その結果、参加申込者は、北海道から沖縄まで全国から 795 名となった。

農業分野、漁業分野、林業分野、木材産業分野、食品産業分野の従事者、民間企業（農林水産業を除く）、地方自治体、研究機関、農林水産林業関連団体職員等が参加した。

開催の様子は、映像を収録し、後日、農林水産省 HP で掲載する。

(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

1 農林水産業・食品産業の作業安全推進シンポジウム

日 時:令和3年2月16日(火)14時から16時
会 場:農林水産省 第1特別会議室(同時ライブ配信)
参加者数:ライブ配信参加者 220名

(1)プログラム内容:

- ① 冒頭挨拶(農林水産大臣 野上 浩太郎)
- ② 農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について(農林水産省大臣官房政策課長 山口 潤一郎)
- ③ 作業安全対策取組事例報告
 - ・労災保険の加入促進と事故を契機とした安全研修会の実施(JA えちご上越営農部農業対策課 清水 薫)
 - ・安全対策と経営発展の両立について(吾妻森林組合常勤理事兼参事 吉田 昭雄)
 - ・命を守る運動 ライフジャケット着用率向上の取組(兵庫県漁業協同組合連合会指導部課長代理 西上 幸作)
 - ・建設業の作業安全対策と農林水産業への導入(株式会社長瀬土建社長 長瀬 雅彦)
- ④ 登壇者及び参加者とのWEB意見交換
- ⑤ 閉会挨拶(農林水産省大臣官房政策課長 山口 潤一郎)

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省HPで掲載する。
(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

【参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
（農林水産省）】

農林水産・食品産業の
作業安全対策をめぐる情勢、
今後の取組について

農林水産省大臣官房政策課長
山口 潤一郎

令和3年2月
MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

農林水産業・食品産業の作業安全を推進する背景

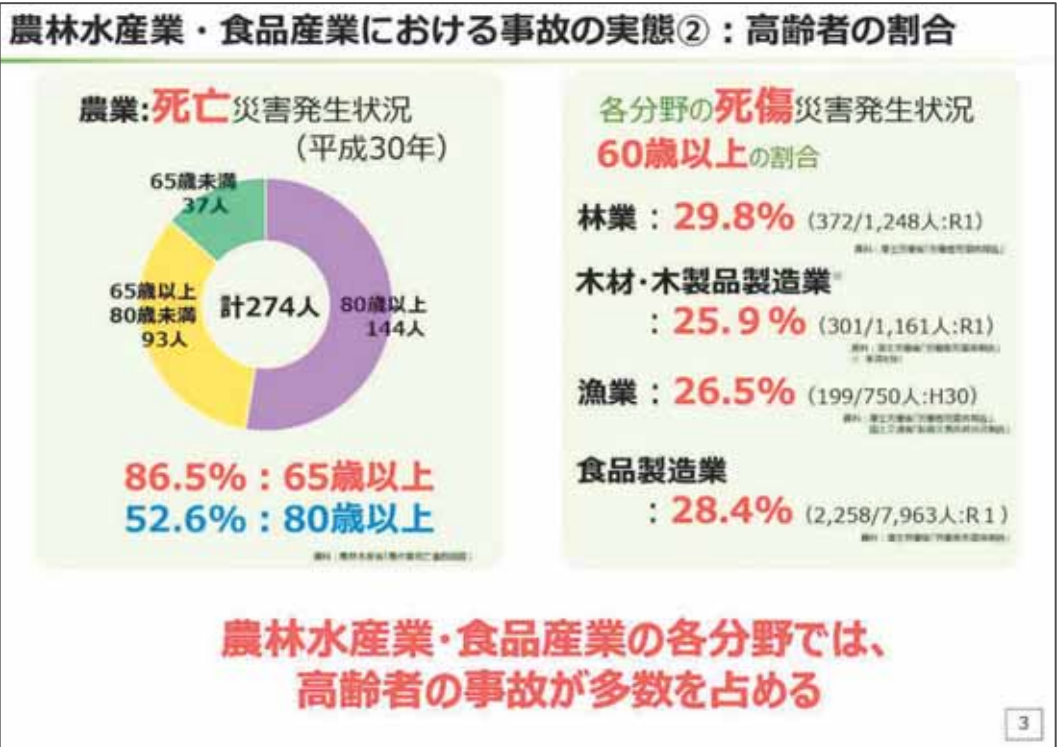
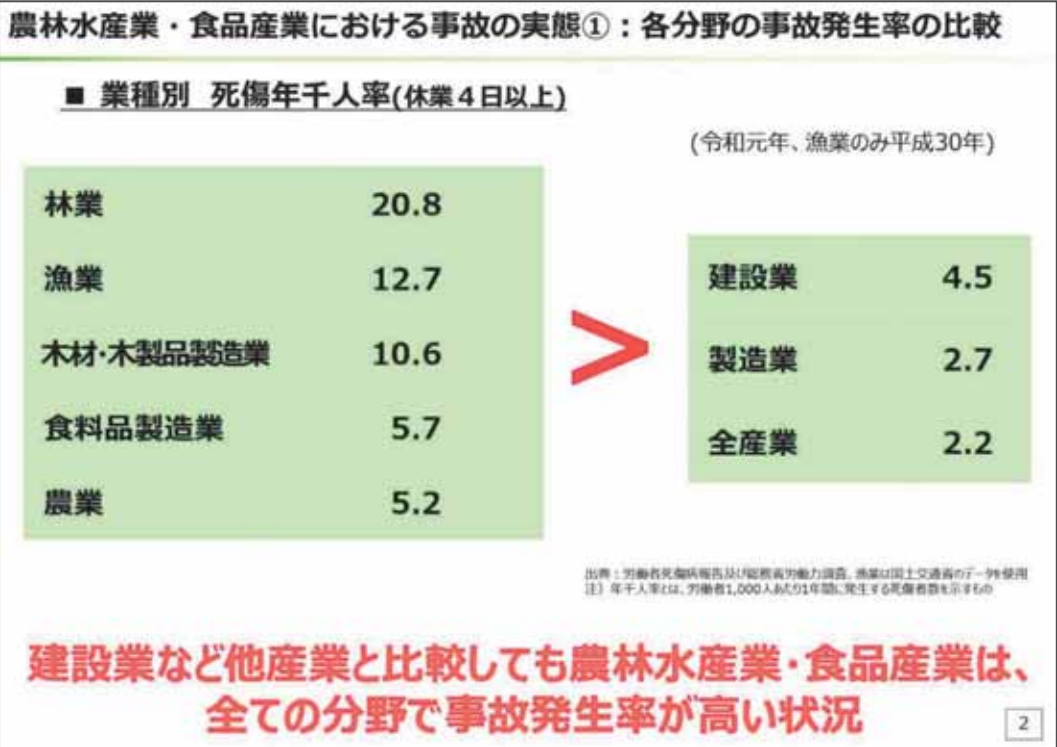
- 就業者の**減少**（農林漁業の就業者はこの半世紀で約1／6に）
- 就業者の**高齢化**（農業では高齢化率70%）
- 就業者の**多様化**（外国人の増加）
- **人手不足**（全産業平均を上回って有効求人倍率が上昇）
- **新技術**の発展（スマート技術等の活用）

- ◆ 安心して働ける職場にすることで、就業者の確保を
- ◆ 就業者の多様化や新技術の発展を踏まえた新たな対策を

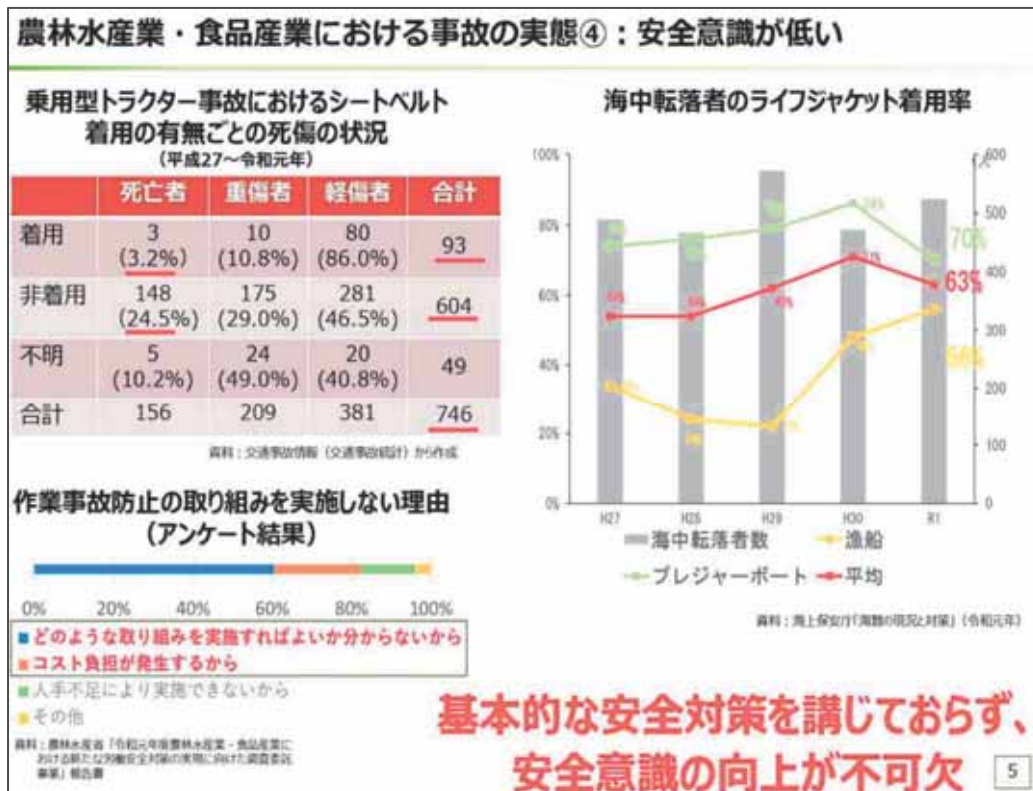
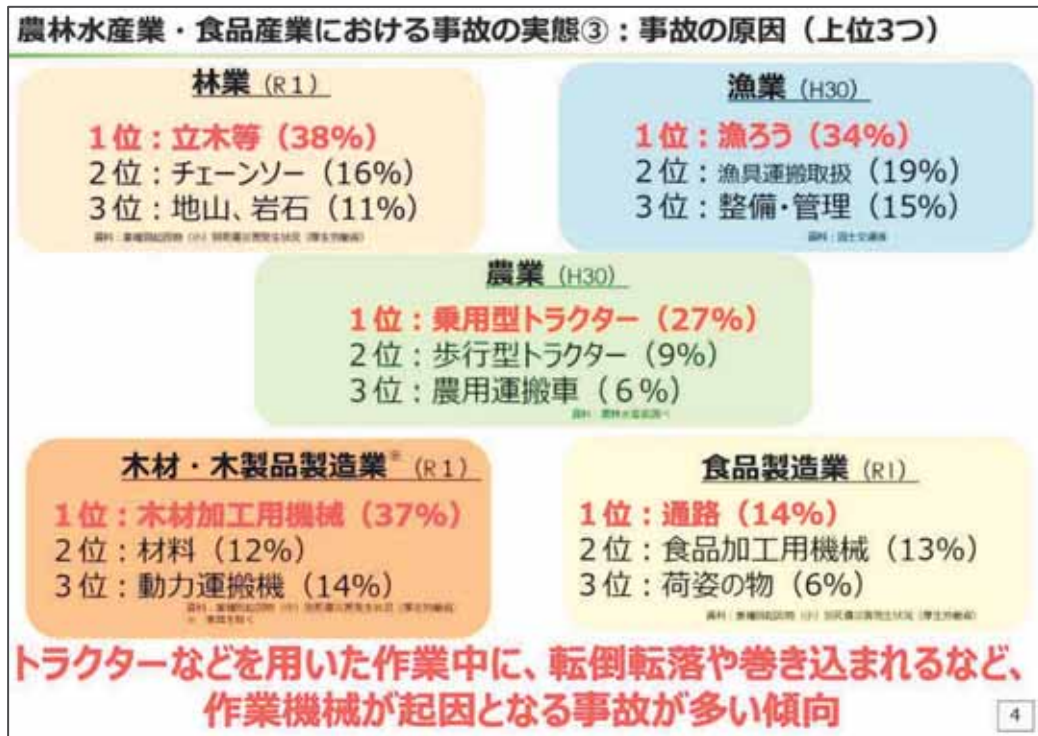
農林水産業・食品産業を、若者が未来を託せる産業に

1

【参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
（農林水産省）】



【参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
（農林水産省）】



【参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
（農林水産省）】

農林水産業・食品産業の作業安全規範の策定①

○ 安全意識の向上のためには、事業者等が日々安全を意識することが有効。
○ 農林水産省は、事業者等関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を新たに策定。

■ 基本的な事項を定めた「共通規範」

➢ 現場の事業者向け、事業者団体向けそれぞれの規範を策定

➢ 各業種共通の共有すべき認識や取り組むべき事項を掲げ、なぜ重要なのか説明を記載

(参考)作業安全規範の検討経緯
農林水産省・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議

第1回(R2.2)【作業安全に関する現状や論点を整理】
第2回(R2.6)【作業安全規範の策定や活用方針を議論】
第3回(R2.7)【作業安全規範（うち共通規範）を議論】
第4回(R3.1)【作業安全規範を了承】

農林水産省・食品産業の作業安全のための規範

いのちを守る作業安全は全てに優先する。

作業安全の確保は、経営が継続発展するための要である。

作業安全確保のために必要な対策を講じる。

事故発生時に備える。

KEEP SAFETY FIRST.

作業安全規範 標準

6

農林水産業・食品産業の作業安全規範の策定②

■ 具体的な取組事項を定めた「個別規範」

➢ 農業、林業、木材産業、漁業、食品産業の業種別に、現場の事業者向け、事業者団体向けそれぞれの規範を策定

➢ 取り組むべき事項について、項目分けして具体的に記載

「個別規範」の内容

<事業者向け>

- 作業安全に関する研修の受講
- 保護具の着用、機械の正しい使用方法の遵守
- 機械の日常点検、整備の適切な実施
- 現場の危険箇所特定、改善

等 約20項目

<事業者団体向け>

- 構成員向けの啓発活動・情報提供
- 構成員向けの相談体制の整備
- 補償措置（労災保険等）の確保への支援
- 事故発生時や事故後の事業継続の支援

等 約10項目

7


参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
 (農林水産省)】


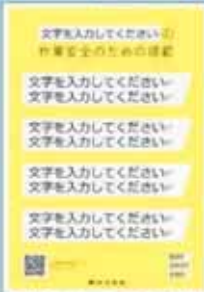
農林水産業・食品産業の作業安全規範の活用①

<事業者の自主的な活用>

1 現場での意識啓発への活用

- ・啓発ポスター
- ・共通規範の標識
- ・日々意識する事項を自ら記載する「私(会社)の作業安全規範」を事業所に掲示していただき、日々目にするすることで、意識啓発に活用していただきたい。


ダウンロードはこちら(農水省HP) ⇒ 





私(会社)の作業安全規範

2 規範チェックシートによる自己点検

個別規範をチェックシートに整理。各事業所における日々の安全に関する取組の自己点検に活用していただきたい。

ダウンロードはこちら(農水省HP) ⇒ 



農林水産業・食品産業の作業安全規範の活用②

<行政の活用>

3 補助事業との連携(クロスコンプライアンス)

現場での具体的な作業安全対策の取組を推進するため、農林水産省所管の幅広い補助事業等でクロスコンプライアンスを推進。

- ・規範の項目から事業目的に即した項目の実施を要件化。
(例：安全研修の受講、労災保険への加入)
- ・規範チェックシートの提出を義務化

4 チェックシートの分析による施策への反映

クロスコンプライアンスの実施において提出を受けたチェックシートについて、分析を実施。
現場の取組状況を把握し今後の施策に反映。

	要件設定した事業等の数		設定した案件の数	
	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度
農業	26	32	33	45
食品産業	1	8	1	15
林業・木材産業	20	39	34	67
漁業	7	9	20	24
計	54	88	88	151

要件設定を予定している事業等の数は、令和2年12月末の調査の結果。
 ※令和2年度には令和元年度補正事業を、令和1年度には令和2年度補正事業を含む。

参考資料：農林水産業・食品産業の作業安全をめぐる情勢、今後の取組について
 (農林水産省)

農林水産省における今後の取組強化に向けて

- 1. 事故情報の収集・分析を強化し、それに基づく適確な対策を構築**
- 2. 基本的な安全対策の実施を徹底**
- 3. 安全対策と補助事業等の連携（クロスコンプライアンス）による安全対策に積極的に取り組む経営の育成**
- 4. 受講体制の整備等、安全研修の強化**
- 5. 安全対策に資する新技術の活用**
 - ロボット農機：作業を無人化・遠隔化

ロボットトラクター（有人-無人2台協働）リモコン式原則対応
 - 緊急伝達装置：経営作業下でも異常を伝達

SOSを通報の仲間に発信
 - AIS（船舶自動識別装置）：衝突事故防止情報を漁業者に提供

周辺船舶の位置情報、事故多発海域情報を示すスマホアプリの開発

10

新たな作業安全対策については
 こちら（農水省ウェブサイト）



MAFF
 Ministry of Agriculture,
 Forestry and Fisheries
 農林水産省

11

(2) アンケートについて

シンポジウム ライブ配信の終了時において、Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

シンポジウムのアンケート回答

設問1: 本シンポジウムは、あなたが作業安全について考えるきっかけとなりましたか？

回答数	大いになった	なった	どちらともいえない	ならなかった	無回答
98	48	46	1	1	2

設問2: 本シンポジウムで、作業安全の取組に役立てられる情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
98	36	56	5	1	0

設問3: 本シンポジウムを今後も開催するべきだと思いますか？

回答数	開催すべき	どちらともいえない	必要ない	無回答
98	87	9	0	2

設問4: 本シンポジウムに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。(自由記述)

<設問4の回答は、【別紙 1】を参照。>

2 安全推進のための会議・ウェビナー

(1) 令和3年春の農作業安全確認運動推進会議

日 時:令和3年2月 17(水)14時から16時

会 場:農林水産省 第1特別会議室(同時ライブ配信)

参加者数:ライブ配信参加者 297名

① プログラム内容:

(i)開会

(ii)挨拶(農林水産省大臣政務官 熊野 正士)

(iii)議題

- ・今後の農作業安全対策の展開について(農林水産省生産局技術普及課)
- ・北海道における農作業事故防止の取組について(北海道農作業安全運動推進本部)
- ・国内トラクターメーカーにおける農作業安全対策について
(井関農機(株)、(株)クボタ、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーアグリ(株))
- ・安全フレーム等追加装備トラクタ所有者に対する調査結果等について((一社)日本農業機械化協会)

(iv)意見交換

(v)閉会挨拶(農林水産省生産局長 水田 正和)

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省 HP で掲載する。

(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

令和3年の農作業安全確認運動の展開について

令和3年2月17日
農林水産省

1. 令和元年に発生した農作業死亡事故の調査結果（概要）

- 令和元年の農作業事故死亡者数は281人。前年（平成30年）と比べて7人増加。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が88%を占め、この割合は調査開始以降で最大。
- 就業人口10万人当たりの事故死亡者数は16.7人と調査開始以降で最も高い水準（H29と同率）となり、他産業との差は拡大傾向。

農作業事故死亡者数の推移

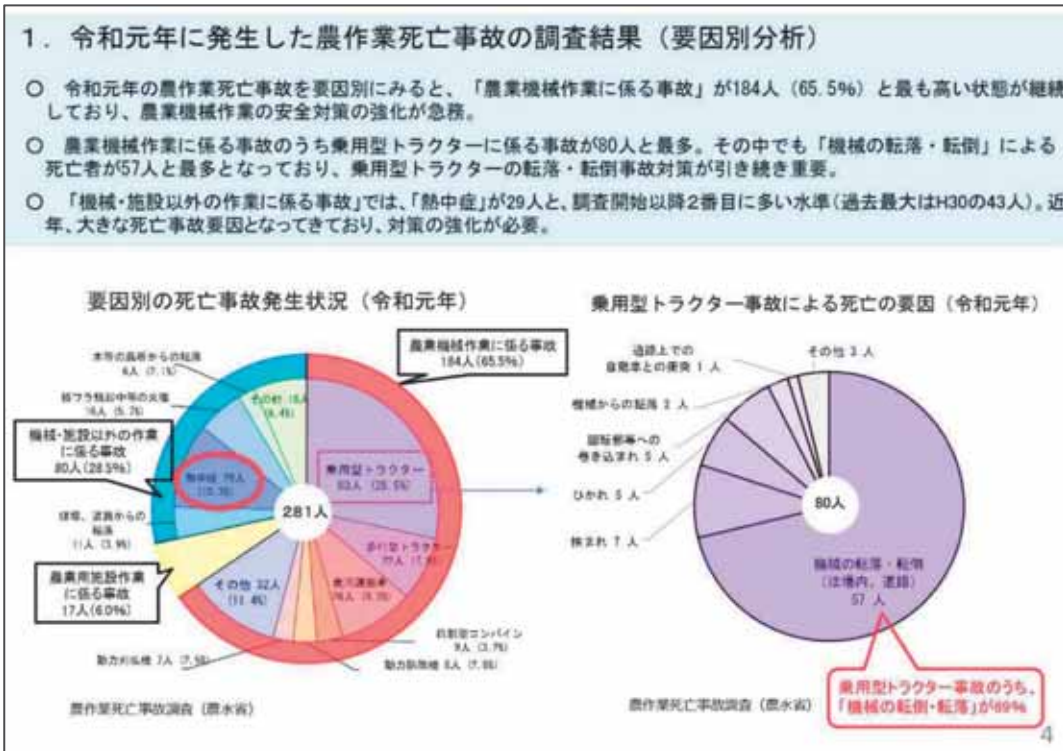
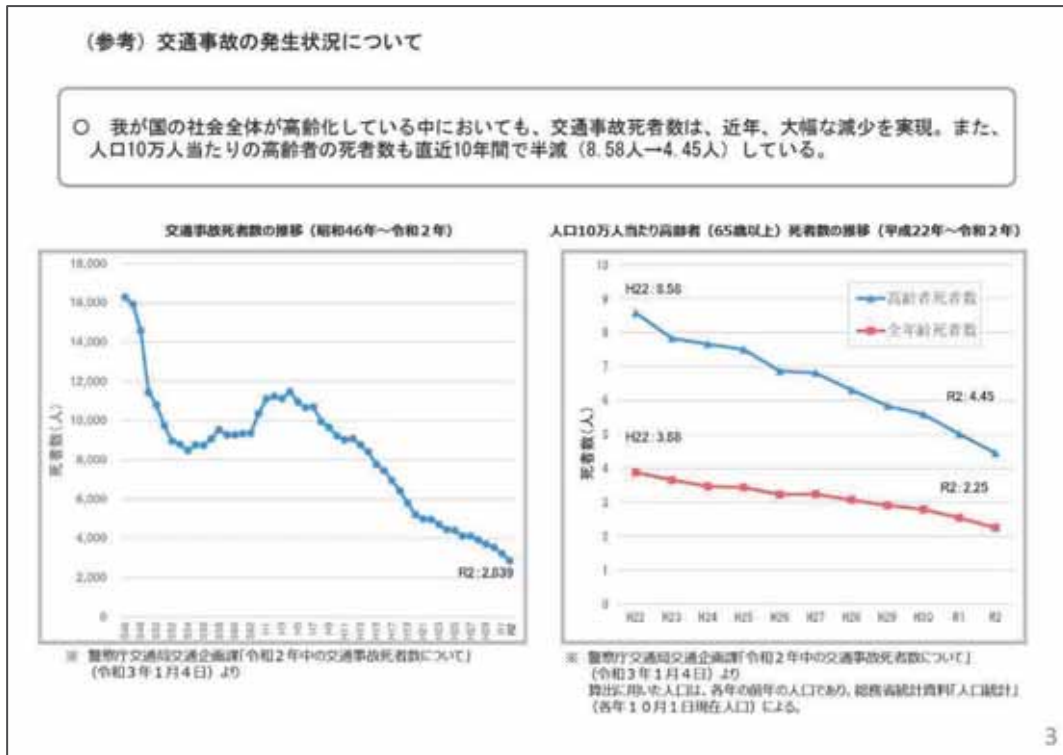


就業人口10万人当たり死亡者数の推移

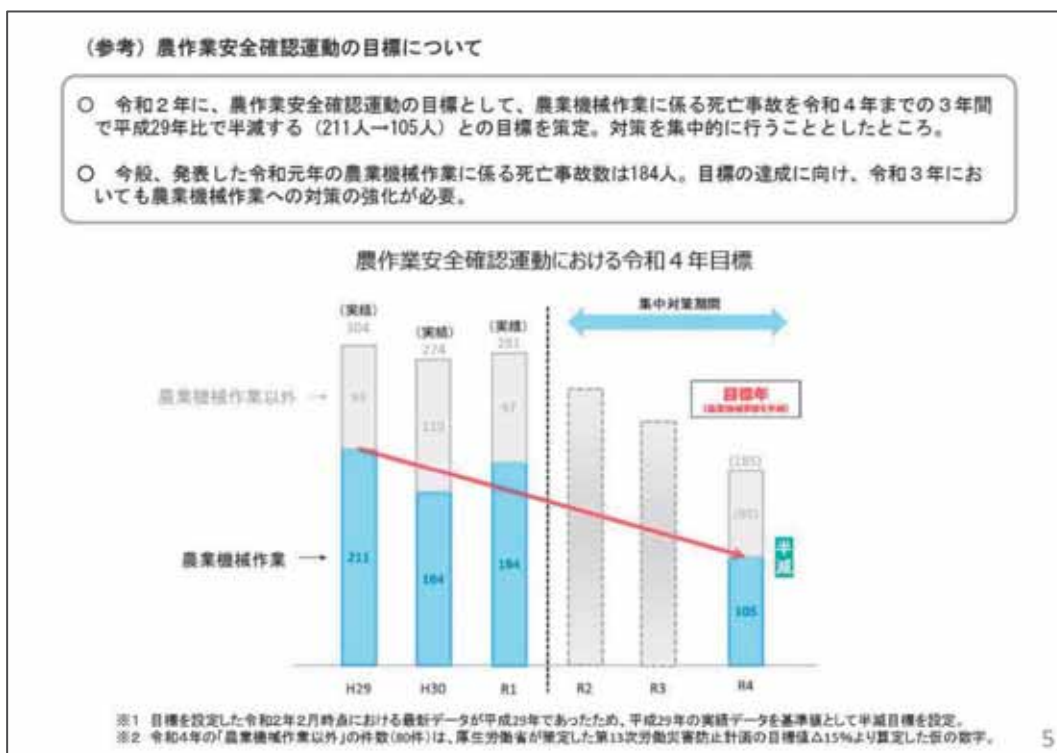


死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業人口 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

【参考資料：今後の農作業安全対策の展開について（農林水産省）】



【参考資料:今後の農作業安全対策の展開について(農林水産省)】



2. 令和2年の取組報告

(安全フレーム等の追加装備、シートベルト・ヘルメットの着用徹底の呼びかけ)

- 農業機械メーカーをはじめ、各参加主体において積極的に取組を展開。(別途報告)
- 農林水産省においても、安全フレーム等未装備トラクターの利用状況把握等のための委託調査を実施。(別途報告)
- ポスターコンテストを通じたポスター作成・配布やステッカーの配布を通じて、転落・転倒事故対策を集中的に周知。

農機メーカーの取組例

新聞広告において、安全フレームやシートベルト等の装備や正しい替え等呼びかけ



農業機械安全性向上対策強化委託事業

令和2年度以降に安全フレームの追加装備を行った農業者を対象に、以下のアンケート調査等を実施(令和3年1月時点:約300名回収)

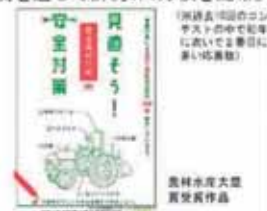
- ① 安全フレーム等未装備トラクターの利用状況
- ② 安全フレーム等の追加装備後の意識変化等

【調査実施主体】
一般社団法人日本農業機械化協会



ポスター、ステッカーの作成・配布

【ポスター】
コンテスト応募188点※から農林水産大臣賞・生産局長賞・日本農業新聞賞を決定。秋の運動参加809機関を通じて計約3.6万枚を配布。



【ステッカー】
参加機関を通じて約52万枚を配布。



【参考資料：今後の農作業安全対策の展開について（農林水産省）】

2. 令和2年の取組報告 （都道府県、農機メーカーを通じた農作業事故報告の把握・発信の強化）

- 令和2年より都道府県、農機メーカーからのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化。（令和2年6月分からは報告を随時報告から、毎月の定期報告に変更）
- この結果、令和2年分（本年1月15日報告分まで）の報告件数は、前年に比べて倍増（167件→326件）。
- これらの情報は、（国研）農研機構革新工学センターにおいて分析を行うとともに、情報の即時性を活かすため、MAFFアプリなど複数の媒体を活用し、毎月、現場への注意喚起に活用。

都道府県、農機メーカーからの事故情報 （令和2年1月～令和3年1月報告分）

報告件数	326件 （前年：167件）
うち 都道府県のみからの報告	278件 （前年：141件）
※ 農機メーカーのみからの報告	35件 （前年：10件）
※ 両方からの報告 （都道府県、メーカー）	13件 （前年：8件）
死亡事故の報告件数	158件
負傷事故等の報告件数	168件

※ 報告数は令和3年1月末日時点

（令和2年に10件以上の事故報告（都道府県、農機メーカー報告分の合計）をいたした道県（都道府県コード順）
北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、富山県、長野県、愛知県、佐賀県、鹿児島県

（令和2年に事故報告（同上）の無かつ都道府県
東京都、三重県、大阪府

MAFFアプリでの注意喚起の状況

実績	発信例 （12月分）
沖路・川への転落で3名死亡。6月に起こった農作業事故	12月に発生した農作業死傷事故 8件 農機機械作業に係る死傷事故 8件 うち 動力刈払機 2件ほか
熱中症での死亡事故も発生。7月に起こった農作業事故	その他の死傷事故 2件 真夏的な事故例、注意すべきポイント等を紹介
トラクターの転落に気をつけて！8月に起こった農作業死傷事故	（今月のワンポイント） ○ 12月は8件の農作業中の死傷事故が報告されており、このうち「動力刈払機」で2名の方が負傷しています。
収穫時の機械作業事故に注意！9月に起こった農作業死傷事故	○ このうち1件は、作業中、刈払機のエンジンを止めても直撃を行ったところ、急に刃が動き出して負傷したものであり、これまでも同様の事故が多く報告されています。
公道での農機事故に注意！10月に起こった農作業死傷事故	○ 直撃の刃はエンジンを止めて行うことが基本ですが、現在はハンドルから手を離すと刈刃が止まる機構が付いた刈払機が多く販売されています。こうした機構がない古い刈払機をお使いの場合は、できるだけ早く買い換えましょう。
除雪など高所作業事故に注意！11月に起こった農作業死傷事故	○ このほか、以下のURLに刈払機を使う場合の注意事項がまとめられていますので、改めて確認しましょう。
刈払機使用時は適切な対策を！12月に起こった農作業死傷事故	【参考URL】 ▼ 刈払機の正しい使い方（日本農業機械工業会）（PDF 440KB） http://www.jamri.or.jp/data/safety2015a.pdf

より具体的な対策へのリンクも掲載

2. 令和2年の取組報告 （農作業安全推進協議会等の設置の促進）

- 県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 本年の農作業安全確認運動において協議会等の設置の取組を強化し、県段階では1県増加の全国40道府県で設置が完了（更に2県で設置を検討中）。
- 今後は、残された県等への働きかけと地域段階での協議会等の設置の強化を推進（令和3年3月を目途に公表予定）。

農作業安全推進協議会等が設置されている都道府県（令和3年2月末時点）

※「農作業安全のための指針」（平成14年3月29日付第113生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
第1 推進体制の整備
農作業事故の防止を図るためには、関係者の連携の下、地域の実態に即した総合的な安全対策を推進する必要があること、地域に関係機関等をもって、農作業安全対策を推進する主体（「農作業安全推進協議会等」とい。）を設置し、主体的な安全確保への取組を進めると。

■ 【設置を検討している県】
埼玉県、福井県

□ 【設置意向を確認できない都道府県】
東京都、静岡県、大阪府、和歌山県、広島県

8

（注）緑色は表示していない。（沖縄県は沖縄本部のみ表示）



【参考資料：今後の農作業安全対策の展開について（農林水産省）】

(参考) 対話型農作業安全研修ツール

○ (国研) 農研機構革新工学センターでは、事故情報等を基に、地域の指導者等が農業者とコミュニケーションを図りながら、リスクに合った対策を自ら選択していただくことで、現実的な対応を行うことができる指導ツールを作成。令和2年5月より、下記資料を同センターのホームページで公開し、広く普及を進めている。

【ステップ1】
農家が使用している機械ごとにヒヤリハット体験をアンケートで抽出



【ステップ2】
ヒヤリハット体験があったものについて、対策リストから取り組めるものをコミュニケーションの中で選定



指導者等の進行で、ヒヤリハット経験の共有と、現実的な対応策を検討する。



【ステップ3】
農業者が自ら選定した取組を「安全宣言」として作業場に掲示



9

(参考) 高齢者等に危険な作業を理解していただくためのツール

○ 高齢者事故が多発していることを踏まえ、農水省の令和元年度の補助事業により、(一社)農業機械化協会が作成した指導ツール。映像は、令和2年6月よりYOUTUBEで公開されている。

○ 高齢農業者と、それぞれが所有するトラクターにカメラ等の記録装置を装着し、自宅出発からほ場での作業、帰宅までの映像を記録。指導者は、研修等において農業者に映像を見ていただきながら、模範的な点、危険な点を解説することができる。
(令和2年度の事業では、コンバインについて映像資料を作成中であり、4月公開を予定。)

【模範的】日常的な点検・整備



【模範的】シートベルトの装着



【危険】「バック」の作動の欠陥



【危険】走行中の片ブレーキ解除



【模範的】作業後の土壌の除去



【危険】前向き下車



10

【参考資料：今後の農作業安全対策の展開について（農林水産省）】

3. 令和3年農作業安全確認運動の運動方針①

1. シートベルトを着用することで死亡事故の発生を大幅に低減できること、交差点等のない道路を走行中に追突されることによる事故が多発していることなど、（ア）交通事故の発生データから得られた新たな知見を農業機械の販売や現場での農業指導等の場面において農業者に伝達することを通じて、シートベルト・ヘルメットの着用徹底と、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置を集中的に働きかける。

→ 以下のデータをわかりやすいパンフレット等にして、協議会等を通じて現場への周知を進めることを予定

農耕作業用特種車における事故内容・道路形状別の事故件数（平成27～令和元年）
【死亡事故、重傷事故、軽傷事故の合計】

	事故内容					合計
	追突	追突以外	工作機	踏込み等	その他	
交差点	64	133	4	22	9	236
交差点付近	(27.1%)	(56.4%)	(1.7%)	(9.7%)	(3.8%)	(100%)
単線	401	110	15	126	29	681
	(58.0%)	(15.9%)	(2.2%)	(18.2%)	(4.2%)	(100%)
路側・一般交通	1	2	0	12	14	29
	(0.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(1.7%)	(2.1%)	(100%)
合計	466	245	19	161	52	943

農耕作業用特種車のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	2	19	80	101
	(0.2%)	(19.8%)	(84.0%)	(100%)
非着用	143	175	281	604
	(24.0%)	(29.0%)	(46.5%)	(100%)
不明	5	24	20	49
	(10.2%)	(48.0%)	(40.8%)	(100%)
合計	155	218	381	754

12.5%

【死亡事故のみ】

	事故内容					合計
	追突	追突以外	工作機	踏込み等	その他	
交差点	3	5	3	12	6	31
交差点付近	(9.7%)	(16.1%)	(9.7%)	(38.7%)	(19.5%)	(100%)
単線	25	7	6	75	15	128
	(19.5%)	(5.4%)	(4.7%)	(58.6%)	(11.8%)	(100%)
路側・一般交通	0	0	0	2	7	9
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(22.2%)	(77.8%)	(100%)
合計	28	12	9	89	28	170

52.4%

注：1. 軽傷は、交差点、交差点付近、路側、路側一般交通等以外で発生した軽傷事故を指す。
2. 合計は一部は不明な事故を含むため、合計が100%に達しない場合があります。

3. 令和3年農作業安全確認運動の運動方針②

2. 安全フレーム等のない乗用型トラクターが依然として一定程度存在することから、（イ）令和2年度の農林水産省の調査によるフレーム等を後付けした農業者に対するヒアリング結果も活用し、安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者への追加装備や買い替え等の働きかけについても継続する。

農機メーカーにおける取組の継続と周知の強化

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

フレーム等後付の実施者の声を活用したパンフレットの作成・活用
乗用型トラクターへの安全フレーム・シートベルトの後付けを更に促進するため、今後、農業機械安全性向上対策強化委託事業の結果を活用し、「安心感の向上」等、実際に後付けを行った方の動機や効果等の情報をパンフレット等で周知。

ステッカーやポスターを用いた周知
安全フレームやシートベルト等の設置・着用に特化したステッカー配布やポスター募集・配布を行うことで、集中的に周知。

- シートベルト・ヘルメットの着用を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布。（3月配布予定、総数60万枚）
- シートベルト・ヘルメットの着用や安全フレーム付きトラクターの利用に特化したテーマでポスターを募集。（4～6月募集・8月表彰予定）




シートベルトとヘルメットで農機が安全
農林水産省
令和3年ステッカー

【参考資料：今後の農作業安全対策の展開について（農林水産省）】

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針③

3. 農業者が自ら積極的に安全対策を講じるためには、農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉える意識改革が重要であり、こうした意識改革を促す環境を整備するため、(ウ)全国の農業者が安全研修を受けられる体制の構築に向けた農作業安全指導員の育成を図る。

○ 令和3年度予算案において、新たに農作業安全指導体制の構築を行う事業を計上。上半期に講師を育成し、下半期には各県50名規模で農作業安全指導員を育成するもの。

→ 今年度の上半期に、各県協議会等において指導員候補者のリストアップ作業に御協力ください。

【持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進】（抜粋）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>農作業安全指導体制の構築 全国の農業者が農作業安全研修を受講することができる体制の構築に向けて、各都道府県に「農作業安全指導員」を育成するための取組を支援</p> <p><農作業安全指導員の対象者例> 宮農指導員、農業機械士、農機販売店員、普及指導員、労働安全衛生コンサルタント等</p>	<p><農作業安全指導体制の構築></p>  <p>農作業安全指導員の育成 → 農作業安全研修体制の整備</p>

13

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針④

4. 近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発していることを踏まえ、(エ)作業当日に熱中症リスクのある地域の農業者に直接注意喚起を行うことができるMAFFアプリを活用した熱中症警戒アラートの利用の促進を図る。

○ 環境省・気象庁で令和3年から本格運用される「熱中症警戒アラート」とMAFFアプリを連携（本年5月頃を予定）。熱中症リスクの高い地域の農業者のスマートフォンだけに、当日の朝、プッシュ式で情報を発信することが可能となる。

→ 各県協議会等においてMAFFアプリの登録拡大に御協力ください（本年2月現在、約1.3万件）。




MAFFアプリのダウンロードはこちら
<https://www.maff.go.jp/j/sanbo/maff-app.html>

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針⑤

5. 農業者や農業者団体の現場における具体的な作業安全行動を喚起するため、（オ）新たに策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかける。

○ 農林水産省では、今年度、有識者会議でのご議論を経て、安全のために日々留意すべき事項と実行すべき事項を「事業者向け」と事業者を構成員とする「事業者団体向け」に整理した、**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範を作成。**

→ 各県協議会等において、農業者等への積極的な周知に御協力ください。

規範等の全体構成	個別規範（農業）のチェックシート	規範の活用方針
<p>①共通規範 ・・・作業安全に関する基本的な考え方を整理（農林水産業・食品産業共通）。</p> <p>②個別規範 ・・・分野ごとに具体的な事項を整理。</p> <p>③チェックシート ・・・個別規範の各項目の安全対策ができているかを自己点検するためのシート</p> <p>④解説書 ・・・個別規範の各項目について必要性や詳細等を解説。チェックシートの活用にあたり、必要に応じて参照</p>		<p>1 事業者における自主的な活用</p> <p>(1) 現場での意識向上への活用 ポスター、チラシ等の形で掲示いただき、従事者が目にすることで、意識優先に活用</p> <p>(2) チェックシートを活用した取組の再点検 現場の安全のための日々の取組の再点検に活用</p> <p>2 行政等における活用</p> <p>(1) 補助事業等における「クロスエンプライアンス」への活用 規範の考え方に基づき、幅広い事業において安全対策の実施を要件化（義務化・努力義務化）</p> <p>(2) チェックシートを活用した現場の取組状況の分析 可能な範囲でチェックシートを提出いただくことにより現場の取組状況を把握・分析</p>

15

(参考) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（農業者向け・解説書）の例

個別規範の例

1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

解説書における解説

【取組の必要性等】
機械や刃物等の不具合が発生すると、事故につながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが必要です。

【具体的な取組内容等】
機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装置を含めていわゆる始業点検を行い、異常がある場合には、調整又は修理をする等の必要な措置を行いましう。法令上義務となっている事項がある場合は、確実に実施しましう。
刃物については、使用しないときにはカバーをし、柄から刃部が抜けないよう、がたつきを点検しましう。
また、機械の掃除や修理を行う場合には、原則機械を停止させましう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)
事業者は、フォークリフト等について、定期的に自主検査を有資格者により行い、その結果を記録することが義務付けられています(労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生法施行令第15条第2項に基づく特定自主検査)。
また、事業者は、これらについて、その日の作業を開始する前に制動装置等の点検を行うことが義務付けられています(労働安全衛生規則第151条の25等)。
さらに、事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合や、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、原則として機械の運転を停止することが義務付けられています(労働安全衛生規則第107条、第108条)。

・取組の必要性、具体的な取組内容を記載。
・その他、注意すべき点を例示。
(この場合、清掃・修理時の機械停止等)

・取組の参考として、労働者を使用する事業者の場合に適用される法令上の主な義務等について記載。

16



② アンケートについて

会議 ライブ配信の終了時において、Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

令和3年春の農作業安全確認運動推進会議のアンケート回答

設問1 :あなたのご所属を教えてください。

回答数	農林水産業従事者	農林水産業関連企業・団体	行政機関(国、都道府県、市町村)	その他(研究機関、民間企業、報道機関等)	無回答
99	6	26	31	33	3

設問2:本会議は、あなたが作業安全について考えるきっかけとなりましたか？

回答数	大いになった	なった	どちらともいえない	ならなかった	無回答
99	27	68	4	0	0

設問3:本会議で、作業安全の取組に役立てられる情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
99	29	64	6	0	0

設問4:本会議に関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。(自由記述)

<設問4の回答は、【別紙2】を参照。>

(2) 林業・木材産業 作業安全推進ウェビナー

日 時:令和3年2月 18(木)10時から12時

会 場:農林水産省 7階講堂(同時ライブ配信)

参加者数:ライブ配信参加者 185名

① プログラム内容:

(i)開会

(ii)林野庁挨拶

(iii)作業安全の取組等の事例報告

・「事故実態調査分析結果から見る課題と対策」((株)クニエコンサルタント 阪本 絵奈)

・「LPWA 通信網の森林を含む町内全域整備について」～携帯電話の圏外でも正確な位置情報を伴った救助要請が可能に～(久万高原町 総合戦略監情報政策推進室長 田村 祐子)

・「作業安全に係る木工機械の最新動向」((一社)日本木工機械工業会 理事長 菊川 厚)

・「教育の視点から 安全を維持する力とは何かを見直す」((一社) 林業技能教育 研究所 所長 飛田 京子)

(iv)意見交換

(v)作業安全に関する情報提供(林野庁)

(vi)閉会挨拶(林野庁長官 本郷 浩二)

出席者 名簿	<p style="text-align: right;">(五十音順、敬称略)</p> <p><登壇者></p> <p>菊川 厚 (一社)日本木工機械工業会 理事長 阪本 絵奈 (株)クニエ コンサルタント 田村 裕子 久万高原町 総務課総合戦略監 情報政策推進室長 飛田 京子 (一社) 林業技能教育研究所 所長</p> <p><有識者></p> <p>石山 浩一 (株)森林環境リアライズ 専務取締役 植松 保夫 林業・木材製造業労働災害防止協会教育支援課 上村 巧 (国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業研究部門 林業工学研究領域 伐採技術担当チーム長 平子 作麿 磐城林業協同組合 理事長 安田 孝 (有)安田林業 取締役相談役 山田 容三 媛大学農学部・大学院農学研究科 生物環境学専攻森林環境管理学 教授 吉田 昭雄 妻森林組合 常勤理事兼参事</p>
-----------	--

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省 HP で掲載する。
(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

【参考資料：作業安全に関する情報提供(林野庁)】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範①

○ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議において、農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、事業者等における留意事項等を整理した「**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範**」を策定。

○ 農林水産業・食品産業に共通する基本的な考え方を整理した「**共通規範**」と、林業・木材産業分野における**具体的な取組事項**を整理した「**個別規範(林業分野・木材産業分野)**」から構成され、それぞれ「**事業者向け**」と、事業者を傘下会員・組合員とする「**事業者団体向け**」に整理。

<共通規範>

【事業者向け】

- 1 いちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 3 **作業安全確保のために必要な対策を講じる。**

(1)人的対応力の向上

(2)作業安全のためのルールや手順の遵守

(3)資機材、設備等の安全性の確保

(4)作業環境の整備

(5)事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

4 事故発生時に備える。

(1)労災保険への加入等、補償措置の確保

(2)事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施

(3)事業継続のための備え

【事業者団体向け】

- 1 いちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 3 **構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。**
- 4 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

<個別規範(林業・木材産業) 抜粋>

【事業者向け】

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

(1)人的対応力の向上(共通規範3(1)関係)

- ① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ …
- ⑤ …

(2)作業安全のためのルールや手順の遵守(共通規範3(2)関係)

- ① …
- ② …

【事業者団体向け】

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う(共通規範3関係)

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ …

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範②

○ 個別規範の事項ごとに、**取組の必要性や具体的な取組内容等を記載した「解説資料」**及び**取組事項の実施状況の点検にご活用いただけるよう「チェックシート」**も用意。

○ **チェックシート**については、令和3年度から一部の事業で提出を義務化。

<解説資料(林業・木材産業) 抜粋>

【事業者向け】

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

1-1(1) 人的対応力の向上

1-1(1)① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

1-1(1)② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

1-1(1)③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

1-1(1)④ 研修での知見や定量的な集合等により、作業の対策や安全意識を向上させる。

1-1(1)⑤ 安全対策の推進に向け、事業者の感受性を高める。

1-1(1) 作業安全のためのルールや手順の遵守

【事業者団体向け】

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う

1-2 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

1-2(1) 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。

1-2(2) 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

1-2(3) 構成員の安全対策の推進のためのための啓蒙の実施や、外部の研修の紹介を行う。

<チェックシート(林業・木材産業) 抜粋>

構成員の事業		〇/●/△/×/○/△/×
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-1(1)	人的対応力の向上	
1-1(1)①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-1(1)②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-1(1)③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-1(1)④	研修での知見や定量的な集合等により、作業の対策や安全意識を向上させる。	
1-1(1)⑤	安全対策の推進に向け、事業者の感受性を高める。	
1-1(1)	作業安全のためのルールや手順の遵守	
構成員の事業		〇/●/△/×/○/△/×
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-2	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-2(1)	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-2(2)	構成員の安全対策の推進のためのための啓蒙の実施や、外部の研修の紹介を行う。	

【参考資料：作業安全に関する情報提供（林野庁）】

作業安全対策の実現に向けた研修資材等の作成について（VR映像等）

- 作業安全対策のさらなる推進に向け、新たなアイデア等も取り入れながら、従来とは異なる視点で作業安全対策の取組を進めることが必要。
- 林業・木材産業の従事者に向け、映像コンテンツ等を活用した作業安全対策のPRを行い、作業安全対策への理解促進や取組への参画促進を図る。

主が内容

○映像コンテンツの製作

- ・ 木材産業の分野で事故が起きやすいシチュエーション、「加工機械のメンテナンス・点検の際に機械の運転を停止せず、刃物や回転軸などに巻き込まれる等」を想定し、映像コンテンツを製作。

PCで視聴

▲映像イメージ

- ・ 多人数が一度にまとめて視聴
- ・ PCで視聴
- <利用シーン（想定）：会議、研修会等>

○作業安全ステッカー等の製作

- ・ 伝えやすい色味とイラストにより作業安全を普及啓発するステッカーを製作。

▲林業

▲木材産業

VRで体験

- ・ 一人ずつ高臨場の体感
- ・ スマホと簡易VRゴーグルのセットで没入感のある映像
- ⇒ **リアルな疑似体験、当事者としての感覚**
- <利用シーン（想定）：自席で視聴、オンライン研修会等>

VRで体験

▲映像イメージ

我が事として作業安全の重要性を理解してもらい、作業安全に係る意欲を喚起

「安全」こそ、何よりの収穫だ。

安全、健康を重んじて働いてこそ、作業のノウハウは伝わる。

 事故防止、健康づくりのために安全を第一に。

 安全、健康を重んじて働いてこそ、作業のノウハウは伝わる。

 事故防止、健康づくりのために安全を第一に。

 安全、健康を重んじて働いてこそ、作業のノウハウは伝わる。

 事故防止、健康づくりのために安全を第一に。

農林水産業・食品産業の
作業安全のための規範

いのちを守る作業安全は
全てに優先する。

作業安全の確保は、経営が
継続発展するための要である。

作業安全確保のために
必要な対策を講じる。

事故発生時に備える。

農林水産省

KEEP
SAFETY
FIRST.

林野庁

② アンケートについて

ウェビナー ライブ配信の終了時において、Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

林業・木材産業 作業安全推進ウェビナーのアンケート回答

設問1: 今回のウェビナーで作業安全の取組に役立てられる情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
63	19	41	1	1	1

設問2: 今回のウェビナーを視聴して、一番興味を引かれた部分や内容はどこですか。(自由記述)

<設問2の回答は、【別紙3】を参照。>

設問3: 本ウェビナーを今後も開催するべきだと思いますか？

回答数	開催すべき	どちらともいえない	必要ない	無回答
63	57	5	1	0

設問4: 本ウェビナーに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。(自由記述)

<設問4の回答は、【別紙3】を参照。>

(3) 漁業 作業安全推進ウェビナー

日 時:令和3年2月 18(木)14 時から 16 時

会 場:農林水産省 7階講堂(同時ライブ配信)

参加者数:ライブ配信参加者 125 名

① プログラム内容

(i)開会

(ii)挨拶(水産庁次長 神谷 崇)

(iii)講演

i) 漁業における作業安全対策の状況について

・漁業における事故の発生状況について(水産庁企画課)

・事故実態の調査分析結果と考察について((株)クニエ コンサルタント 佐藤陽介)

ii) 現場における作業安全の取組(いとう漁業協同組合 日吉 直人)

iii) 作業安全に資する新技術の開発・導入状況

(日本無線(株)、JOHNAN(株)、日本救命器具(株)、(株)AmaterZ)

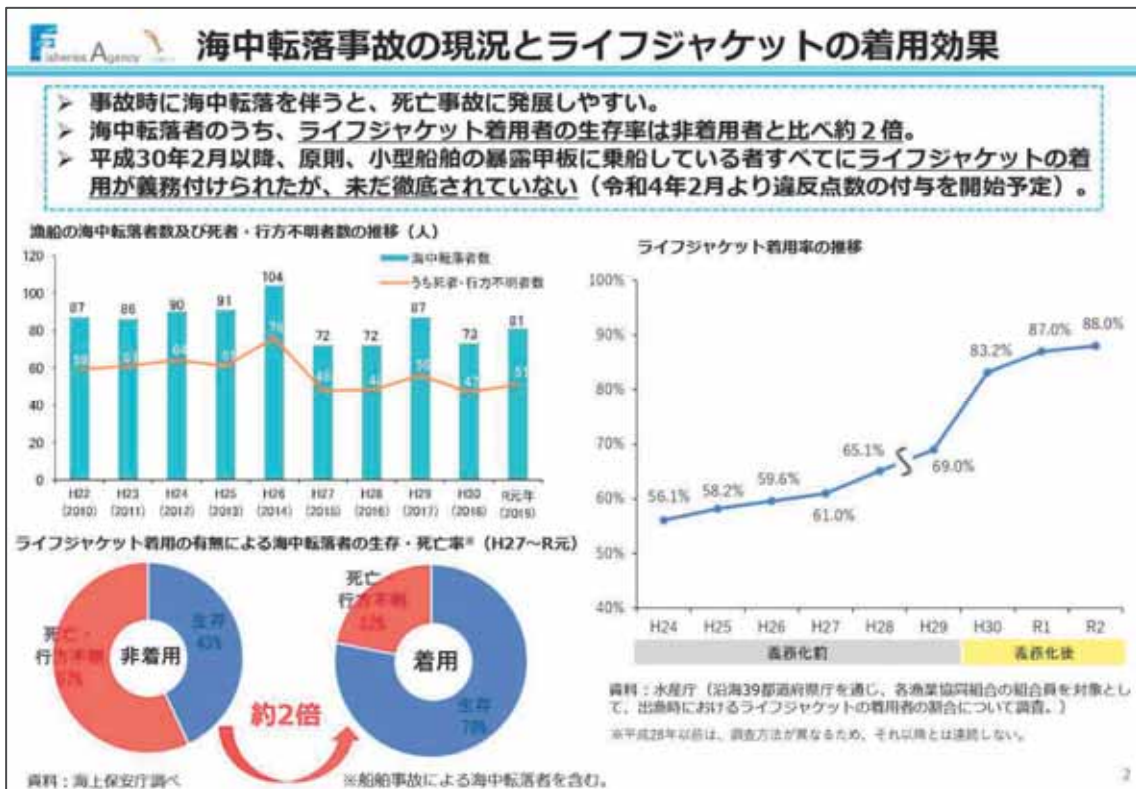
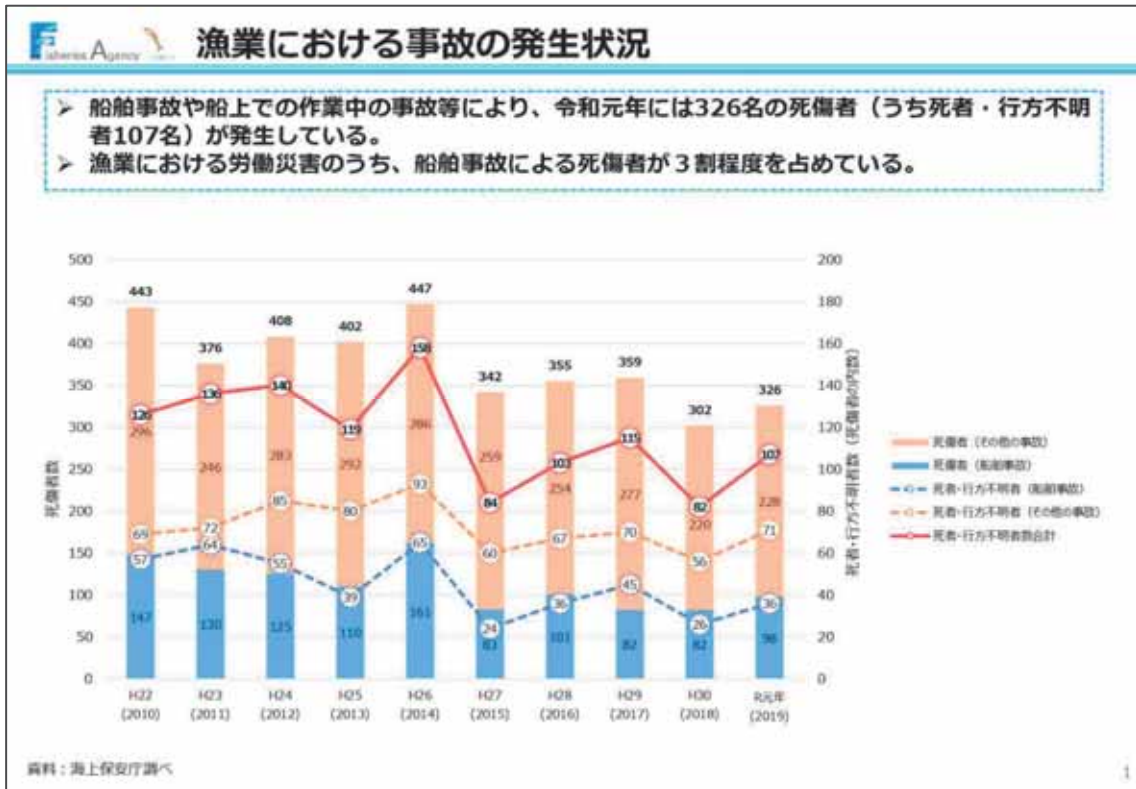
(iv)意見交換会「作業環境改善と事故防止に向けて」((国研)水産研究・教育機構 環境・応用部門 水産工学部 漁業生産工学グループ 主幹研究員 高橋秀行)

(v)閉会

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省 HP で掲載する。

(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

【参考資料：漁業における事故の発生状況について(水産庁)】



【参考資料：漁業における事故の発生状況について(水産庁)】



農林水産業・食品産業の作業安全のための規範①

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議において、農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、事業者等における留意事項等を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定。
農林水産業・食品産業に共通する基本的な考え方を整理した「共通規範」と、漁業分野における具体的な取組事項を整理した「個別規範(漁業)」から構成され、それぞれ「事業者向け」と、事業者を傘下会員・組合員とする「事業者団体向け」に整理。

<共通規範>

【事業者向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 作業安全確保のために必要な対策を講じる。
- 人的対応力の向上
- 作業安全のためのルールや手順の遵守
- 資機材、設備等の安全性の確保
- 作業環境の整備
- 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
- 事故発生時に備える。
 - 労災保険への加入等、補償措置の確保
 - 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
 - 事業継続のための備え

【事業者団体向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

<個別規範(漁業) 抜粋>

【事業者向け】

- 作業安全確保のために必要な対策を講じる
 - 人的対応力の向上(共通規範3(1)関係)
 - ...
 - ...
 - 作業安全のためのルールや手順の遵守(共通規範3(2)関係)
 - 関係法令を遵守する。
 - 漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。
 - ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に直し、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
 - 健康状態の管理を行う。
 - ...
 - ...
- 資機材、設備等の安全性の確保

具体的な取組事項を整理

【事業者団体向け】

- 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う(共通規範3関係)
 - 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
 - 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
 - ...

具体的な取組事項を整理

参考資料：漁業における事故の発生状況について(水産庁)】

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範②

> 個別規範の事項ごとに、取組の必要性や具体的な取組内容等を記載した「解説資料」及び取組事項の実施状況の点検にご活用いただけるよう「チェックシート」も用意。
 > チェックシートについては、令和3年度から一部の事業で活用。

＜解説資料（漁業）抜粋＞

【事業者向け】

トイフックは、トイフックの取組を促進するともに、作業に際し、実態に即した取組や取組促進を要する。

【取組の必要性】

トイフックの取組は、取組、全ての事業者にご活用いただけます。漁業関係者のうち、トイフック取組者の増加は事業者にとり、総合的・効果的になっていきます。

また、作業に際した取組や取組促進の取組は事業者から取組者の手を守るために不可欠です。

【取組の取組事項】

トイフックの取組については以下の取組が中心となります。取組しやらない取組の取組は以下の取組事項を参照してください。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。

また、作業内容や作業環境に応じて、安全に取組した取組や取組促進を要する場合があります。特に取組が難しい取組は取組しやらない取組や取組促進の取組を要する場合があります。

【取組の取組事項】

トイフックの取組については以下の取組が中心となります。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。

また、作業内容や作業環境に応じて、安全に取組した取組や取組促進を要する場合があります。特に取組が難しい取組は取組しやらない取組や取組促進の取組を要する場合があります。

【事業者団体向け】

(1) 漁業関係者の取組促進に努めることとする。

【取組の取組事項】

トイフックの取組については以下の取組が中心となります。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。

また、作業内容や作業環境に応じて、安全に取組した取組や取組促進を要する場合があります。特に取組が難しい取組は取組しやらない取組や取組促進の取組を要する場合があります。

【取組の取組事項】

トイフックの取組については以下の取組が中心となります。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。取組しやらない取組の取組事項は以下の取組事項を参照してください。

また、作業内容や作業環境に応じて、安全に取組した取組や取組促進を要する場合があります。特に取組が難しい取組は取組しやらない取組や取組促進の取組を要する場合があります。

＜チェックシート（漁業）抜粋＞

【事業者向け】

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な取組	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 実施しない
1 作業安全確保のための必要な取組を講じる	
1-1 作業安全のためのルールや取組の遵守	
1-1-1 取組の取組事項	
1-1-2 取組の取組事項	
1-1-3 トイフックの取組を促進するために、作業に際し、安全に取組した取組や取組促進を要する。	
1-1-4 取組の取組事項	
1-1-5 取組の取組事項	
1-1-6 取組の取組事項	

【事業者団体向け】

具体的な取組	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施予定 <input type="checkbox"/> 実施しない
1 漁業関係者の取組促進のための必要な取組を講じる	
1-1 取組の取組事項	
1-2 取組の取組事項	
1-3 取組の取組事項	



② アンケートについて

ウェビナー ライブ配信の終了時において、Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

漁業 作業安全推進ウェビナーのアンケート回答

設問1: 今回のウェビナーで作業安全の取組に役立てられる情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
11	6	5	0	0	0

設問2: 今回のウェビナーを視聴して、一番興味を引かれた部分や内容はどこですか。(自由記述)

<設問2の回答は、【別紙4】を参照。>

設問3: 本ウェビナーを今後も開催するべきだと思いますか？

回答数	開催すべき	どちらともいえない	必要ない	無回答
11	11	0	0	0

設問4: 本ウェビナーに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。(自由記述)

<設問4の回答は、【別紙4】を参照。>

(4) 食品産業 作業安全推進ウェビナー

日 時:令和3年2月 19(金)14 時から 16 時

会 場:農林水産省 7階講堂(同時ライブ配信)

参加者数:ライブ配信参加者 200 名

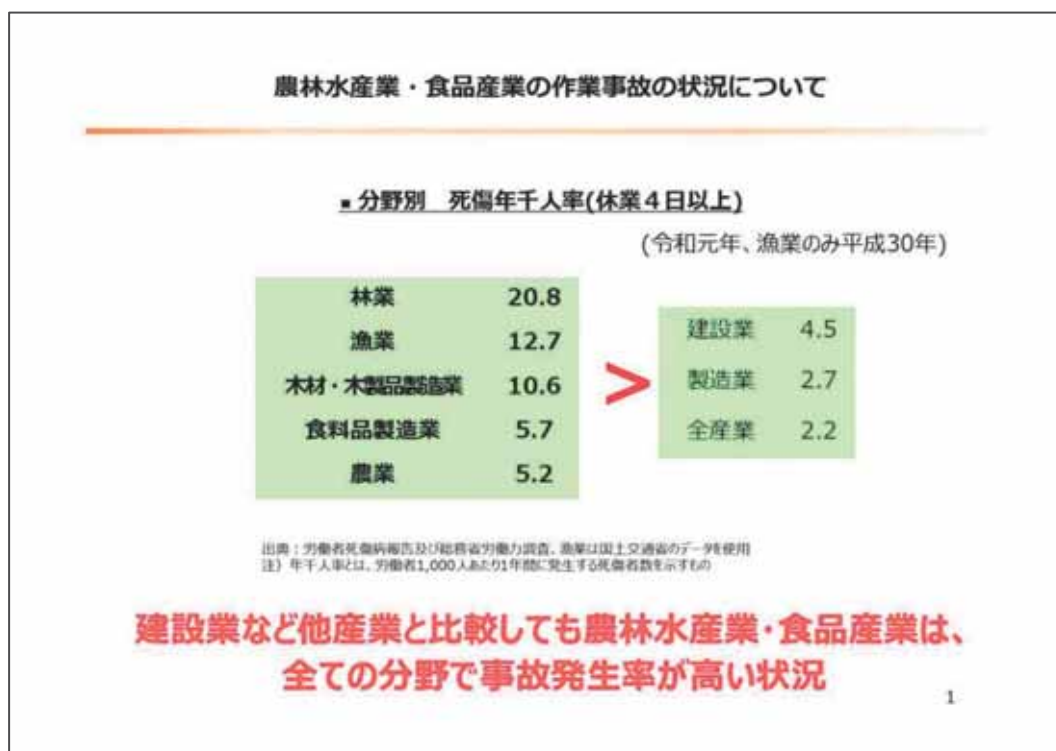
① プログラム内容

- (i)開会・冒頭挨拶(農林水産省大臣官房審議官(兼食料産業局) 道野 英司)
- (ii)「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)
- (iii)講演 「食品産業と労働安全」((独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長 建設安全研究グループ部長 高木 元也)
- (iv)食品産業の作業安全対策の取組事例紹介
 - ・(株)ユニカフェ
 - ・有楽製菓(株)
 - ・(株)すき家
- (v)関係省庁・機関からの情報提供
 - ・厚生労働省「安心して安全に働ける職場環境の実現のために」(労働基準局)
 - ・(一社)日本食品機械工業会「食品加工機械 JIS のご紹介」
 - ・ミドリ安全(株)「食品産業で使用可能な安全保護用品のご紹介」
- (vi)閉会挨拶(農林水産省)

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省 HP で掲載する。

(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_zenzen/event.html)

【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】



【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】



【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】

「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」 の設置 (令和2年2月)

設置の趣旨

農林水産業や食品産業を若者が自らの未来を託せる産業としていくことを目指し、業種の垣根を越えて新たな作業安全対策を忌憚なく議論。

これまでの議論

- ▶ 第1回 (令和2年2月)
作業安全に関する現状や論点を整理
- ▶ 第2回 (令和2年6月)
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の策定や活用方針を議論
- ▶ 第3回 (令和2年7月)
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(うち共通規範)を議論
- ▶ 第4回 (令和3年1月)
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(共通・個別規範)を了承

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議
委員名簿 (令和3年1月27日現在)

生野 純治	(一社) 全国農業協同組合中央会理事、くらし支援部長
上村 巧	(国研) 森林研究・整備機構森林総合研究所森林部研究部門 林業工学研究部部長兼安全管理チーム長
森崎 康太	(国) 労働安全衛生機構職業安全衛生総合研究所長
大石 俊彦	大石いばり産業
小松 友希典	フューナナフナー、農業ジャーナリスト
小林 真	大日本食品衛生協会理事
野田 純之	(有) サイプレス・エナジー代表取締役
高橋 浩行	(国研) 水産研究・教育機構水産技術研究所 職業・労働安全衛生工学部部長兼工学部グループ長兼研究員
田中 直貴	(一社) 食品産業センター専任理事
栗原 健樹	味の素(株) 理事/ソフトウェアソリューション戦略部長
菊山 隆一	全国食品衛生協会専任理事
日野 浩人	いばり産業(株)代表取締役社長
藤井 孝人	(一社) 日本水産食品衛生協会理事
水田 知雄	(国研) 農林機構職業安全衛生工学研究センター安全健康部長 職業安全工学部部長兼安全管理専任理事

(コブガイバー)
企画 策 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長 (五十嵐 穂花)

令和3年2月 農林水産省において
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(共通規範・個別規範)を策定・公表

4

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(令和3年2月) ①

▶ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」とは

✓ 農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、
関係者の日々の留意事項、取組事項を整理したもの。

共通規範

農林水産業・食品産業に共通する基本的な考え方を整理

- ✓ 事業者向け
- ✓ 事業者団体向け

個別規範

個別分野における具体的な取組事項を整理

- ✓ 事業者向け
- ✓ 事業者団体向け

5

【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(令和3年2月) ②

＜共通規範＞

【事業者向け】

- 1 いちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 3 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

①) 人的対応力の向上

②) 作業安全のためのルールや手順の遵守

- (3) 資機材、設備等の安全性の確保
- (4) 作業環境の整備
- (5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

4 事故発生時に備える。

- (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
- (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
- (3) 事業継続のための備え

【事業者団体向け】

- 1 いちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 3 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- 4 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

＜個別規範(食品産業) 抜粋＞

【事業者向け】

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

①) 人的対応力の向上(共通規範3(1)関係)

- ① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ …
- ⑤ …
- ⑥ …

②) 作業安全のためのルールや手順の遵守(共通規範3(2)関係)

- ① …
- ② …

具体的な取組事項を整理

【事業者団体向け】

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う(共通規範3関係)

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ …

具体的な取組事項を整理

6

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(令和3年2月) ③

＜解説資料(食品産業) 抜粋＞

【事業者向け】

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

1-1-1) 人的対応力の向上

1-1-1-1) 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

【具体的な取組事例】

作業事故防止は、経営者や安全管理責任者によって決定されています。作業事故の防止のためには、経営者トップや安全管理責任者が、現場を回るとともに、従業員に安全意識を醸成するように説明し、作業事故防止に向けた方針を表明することが極めて重要です。また、作業事故防止の目的は、具体的な目標設定と密接に関連しています。そのため、作業事故防止の目的と具体的な目標を明確にし、その達成に向けて定期的に現場に寄り添って支援する必要があります。

【具体的な取組事例】

「作業事故防止のための人的対応力の向上」は、安全の確保を目的とし、「関係者全員が安全意識を醸成し、経営者や安全管理責任者が、現場を回るとともに、従業員に安全意識を醸成するように説明し、作業事故防止に向けた方針を表明すること」が極めて重要です。また、作業事故防止の目的は、具体的な目標設定と密接に関連しています。そのため、作業事故防止の目的と具体的な目標を明確にし、その達成に向けて定期的に現場に寄り添って支援する必要があります。

【事業者団体向け】

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う

1-1-1) 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

【具体的な取組事例】

最新の知見や優良事例等に関する情報を積極的に提供し、構成員の安全意識を醸成することにより、作業事故の発生を防止し、事業の継続を確保します。

【具体的な取組事例】

最新の知見や優良事例等に関する情報を積極的に提供し、構成員の安全意識を醸成することにより、作業事故の発生を防止し、事業の継続を確保します。

＜チェックシート(食品産業) 抜粋＞

【事業者向け】

目的別チェックシート		○実施 △実施中 ×未実施 ●未定
目的別チェックシート		
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-1-1)	人的対応力の向上	
1-1-1-1)	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-1-1-2)	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-1-1-3)	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-1-1-4)	適切な技能や経験が必要な業務には、作業指導者を派兵する。	
1-1-1-5)	作業の難化や定量的な負荷増大により、作業の計画や安全管理を再評価・見直しする。	
1-1-1-6)	安全対策の推進に向け、従業員の理解を促す。	
1-1-1)	作業安全のためのルールや手順の遵守	

【事業者団体向け】

目的別チェックシート		○実施 △実施中 ×未実施 ●未定
目的別チェックシート		
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-1-1)	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-1-2)	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-1-3)	構成員の安全対策の目的の向上のための研修の実施等、最新の知見の収集を行う。	

7

【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】

「食品産業の労働安全推進ハンドブック」(R2委託事業)

食品産業の皆様へ、安全の重要性・必要性をわかりやすく伝え、食品事業者約30社から収集した取組事例も交えながら、安全対策を例示する「食品産業の労働安全推進ハンドブック」を作成(令和3年3月完成予定)。

労働安全の専門家、事業者、関係団体、支援機関からなる検討会を設置し、内容を検討。多数の取組事例も掲載予定。(委託先: (一社) 中部産業連盟)



農林水産省
資料提供





8

「食品産業 労働安全推進ハンドブック」(R2委託事業)

▶ ハンドブック構成 (イメージ)

- ◆ 食品産業の労働災害の現状
- ◆ 食品産業の経営者にとっての労働災害
- ◆ **取組&対策事例集**
- ◆ お役立ち情報

食品産業の労働災害の現状

1. 安全衛生管理体制の確立
2. 労働安全に関するコミュニケーション
3. 労働安全教育
4. 5S (整理、整頓、清掃、清潔、躰)
5. 危険の把握
6. 危険の見える化
7. もしもの時の備え

具体的労働安全対策

8. 転倒災害
9. 挟まれ・巻き込まれ災害
10. 墜落・転倒災害

etc.

食品製造業 株式会社ユニカフエ

「食品製造業における労働安全」について

- 安全衛生委員会を設置し、安全対策を推進、実施しています。
- 安全衛生委員会が毎月1回、安全衛生に関する研修を実施し、1ヶ月毎に安全衛生委員会の活動報告を行っています。
- 労働安全 次期目標として、事故防止、労働者の健康維持に取り組んでいます。


食品製造業 有限会社株式会社

「食品製造業における労働安全」について

- 安全衛生委員会を設置し、安全対策を推進、実施しています。
- 安全衛生委員会が毎月1回、安全衛生に関する研修を実施し、1ヶ月毎に安全衛生委員会の活動報告を行っています。
- 労働安全 次期目標として、事故防止、労働者の健康維持に取り組んでいます。

9

50



【参考資料:「農林水産業・食品産業に作業安全のための規範、食品産業の作業安全推進ハンドブック(仮称)について」(農林水産省)】

「食品産業の従業員の安全と健康の確保」(農林水産省ホームページ)

農林水産省

[ホーム](#) [お問い合わせ](#) [アクセス](#) [採用情報](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#)

[食品産業](#) [食品産業の安全と健康の確保](#) [食品産業の安全と健康の確保](#)

食品産業の従業員の安全と健康の確保



近年、食品産業の人材不足の懸念が深刻化しており、生産性の向上と働き方改革を同時に進めることが急務となっています。働き方改革を進める上で、その前提として、従業員が安全と健康に就業できることが、従業員のためと雇用の確保に必要不可欠です。食品産業、特に食品の製造に関する作業は、調理を行うたり、水や油を扱うことから、労働災害と健康被害が危険を伴って発生し得る場合があります。食品の製造に関するこのうち食品の安全と健康の確保が求められています。本ウェブサイトでは、労働安全衛生法に基づき食品産業の安全と健康の確保の取組となるよう、労働災害防止のガイドや、労働安全衛生法に基づき、労働災害防止対策のシフト・表付、セーフティ確保、労働災害の発生防止を目的としています。

農林水産省 食料産業局のホームページの「食品産業の従業員の安全と健康の確保」では、厚生労働省、労働安全衛生総合研究所、中央労働災害防止協会等が作成・発信している情報のうち、食品産業に関するものを選んで掲載しています。

「農林水産業・食品産業の作業安全規範」や「ハンドブック」のほか、食品企業の取組事例など、参考となる情報を掲載してきます。

このページへの御意見や、取組事例を紹介したいとの御希望など、ございましたら、食料産業局 企画課 (03-6744-2064) まで、お願いします。

10

② アンケートについて

ウェビナー ライブ配信の終了時において、Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

食品産業 作業安全推進ウェビナーのアンケート回答

設問1: 今回のウェビナーで作業安全の取組に役立てられる情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
72	20	48	3	0	1

設問2: 今回のウェビナーを視聴して、一番興味を引かれた部分や内容はどこですか。(自由記述)

<設問2の回答は、【別紙5】を参照。>

設問3: 本ウェビナーを今後も開催するべきだと思いますか？

回答数	開催すべき	どちらともいえない	必要ない	無回答
72	69	3	0	0

設問4: 本ウェビナーに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。(自由記述)

<設問4の回答は、【別紙6】を参照。>

3 作業安全新技術等マッチングミーティング

令和3年2月24日(水)、25日(木)、26日(金)の3日間、農林水産業の現場への作業安全に資する新技術等の導入、普及を推進するため、企業や研究機関からの作業安全新技術等のプレゼンテーション及び農林水産事業者等の関係者との直接対話を行うマッチングミーティングを実施した。

会場:丸の内北口ビル 9階 会議室

参加団体:22の企業・研究機関等が出展

農業分野	11団体
林業分野	6団体
漁業分野	4団体
共通分野	1団体

開催方法:

各団体は、30分間の持ち時間の中で、技術の説明や活動の紹介を行い、参加者と質疑応答を実施。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、会場には、最小限の入室者数とするとともに、Zoom ウェビナーシステムを利用し、プレゼンテーションを行った。プレゼンテーションや質疑応答の様子は、ライブ配信で、全国の参加者へ配信した。

開催の様子は、映像を収録し、農林水産省 HP で掲載する。

(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html)

(1) 農業分野プログラム 11 団体

① プログラム内容

【令和3年2月24日(水)】

冒頭挨拶、趣旨説明[農林水産省]

- (i) ロボットトラクター [ヤンマーアグリ株式会社]
- (ii) スマート農業でより安全・安心な農作業 [株式会社クボタ]
- (iii) 草刈りロボット [株式会社ササキコーポレーション]
- (iv) 自律走行無人草刈機 [和同産業株式会社]
- (v) パワードウェア [株式会社 ATOUN]
- (vi) マッスルスーツ [株式会社イノフィス]
- (vii) 腰タイプ作業支援用 [CYBERDYNE 株式会社]
- (viii) パワーアシストスーツ [パワーアシストインターナショナル株式会社]
- (ix) 豚体重測定システム [伊藤忠飼料株式会社/NTT テクノクロス株式会社]

【令和3年2月25日(木)】

- (x) 死亡鶏自動巡回監視システム [大豊産業株式会社]
- (xi) 灌水制御システム等 [株式会社 SenSprout]

参加者数: ライブ配信参加者 314 名

【参考資料：作業安全新技術等マッチングミーティング（農林水産省）】

農林水産業・食品産業 作業安全推進Week

作業安全新技術等マッチングミーティング

2021.2.24 - 26

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

農林水産業・食品産業の作業事故の発生状況①

■ 業種別死傷年千人率（休業4日以上）

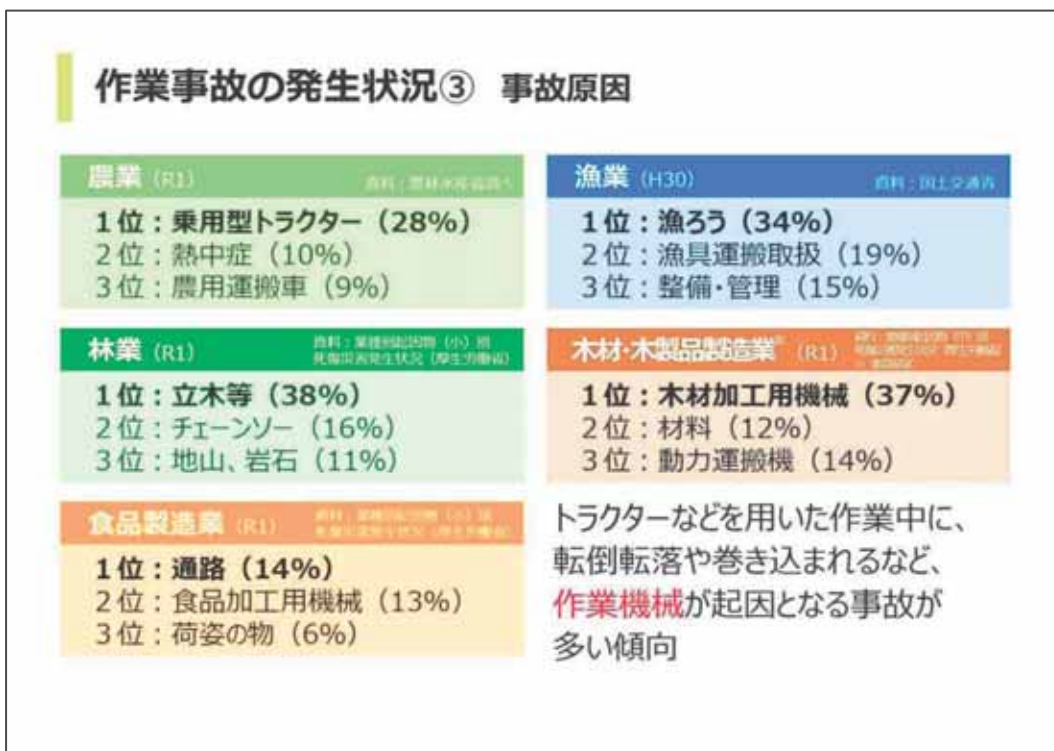
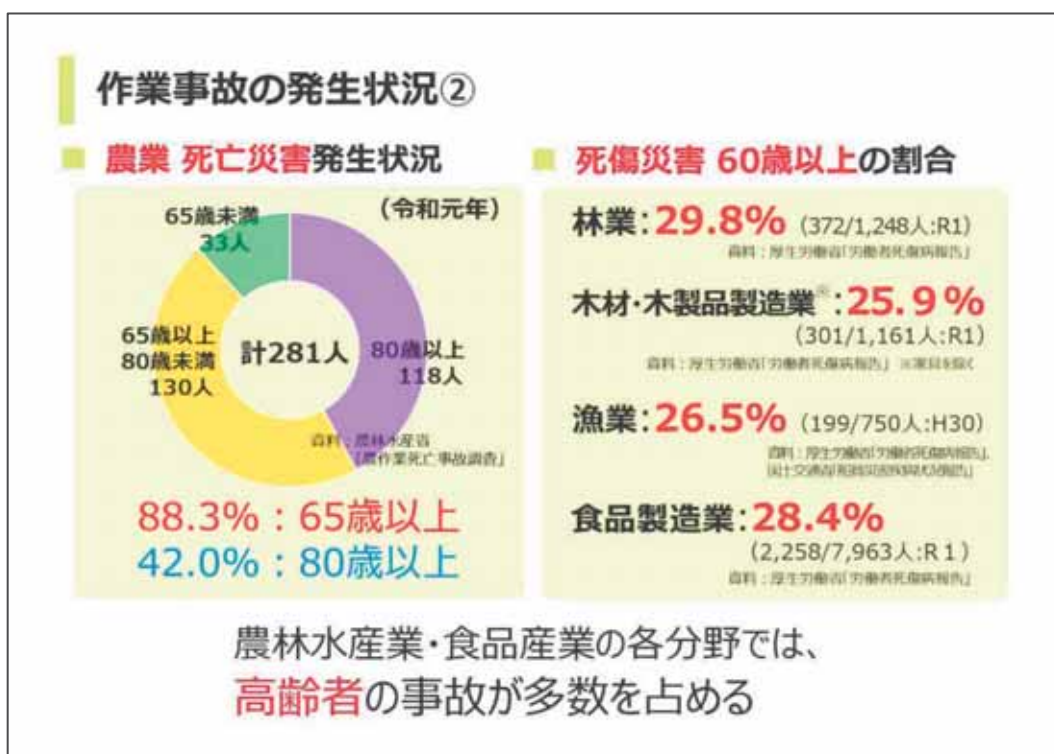
（労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示す）



（令和元年、漁業のみ平成30年）
出典：労働者死傷病報告及び雇務者労働力調査。
漁業は国土交通省のデータを使用

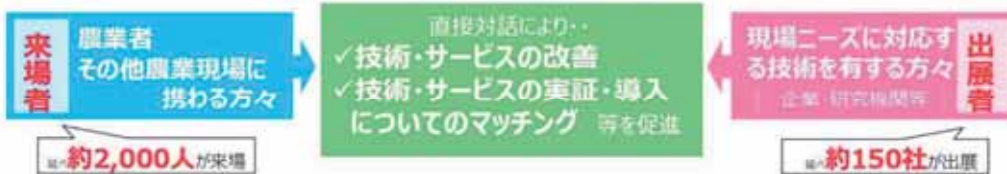
建設業など他産業と比較しても、**農林水産業・食品産業は、全ての分野で事故発生率が高い状況**

【参考資料：作業安全新技術等マッチングミーティング（農林水産省）】



新技術と現場ニーズをつなぐ取組② マッチングミーティング

- 農業現場のニーズに対応する技術を有する多数のベンチャー企業、大手企業、研究機関等が出展する「マッチングミーティング」を開催
- 過去6回、農業に関する様々なテーマでリアル開催
7回目の今回は林業・漁業も含め「作業安全」をテーマとし初のオンライン開催



	第1回：米 (H30.8.6)	第2回：野菜 (H30.9.21)	第3回：畜産 (H30.11.22)	第4回：果樹 (H30.12.21)	第5回 (H31.3.25)	第6回 (R1.6.14)
主な 出展テーマ	◆ドローン ◆水田センサー ◆除草ロボット	◆施設環境計測・制御 ◆センサー 〔露地・畑作〕 ◆ドローン	◆家畜生体管理 ◆畜舎関係技術 ◆繁殖関係技術	◆アシストスーツ ◆鳥獣対策 ◆技術の継承	◆経営・生産 管理システム	◆注目分野・ 企業が出展
出展 企業数	18社	23社	21社	28社	19社	40社

マッチングミーティングの様子と参加者の声

- 出展者による個別プレゼンテーション



今まで接点のなかった
方々と知り合うことが
できた!

多数の企業の情報を
まとめて得られた!

- 個別ブースで直接相談



多くの企業の話を直接
聞けた!

現場で農業者と実証
試験を行うことになった!

- 各社のドローン等の実機展示



生産者のニーズを把握
できた!

各社の実機を直接
比較できた!

- 実機の実演会の開催



現場ですぐ活用でき
そうな技術だ!

農業者から具体的
な引き合いがあった!

② アンケートについて

Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

農業分野 マッチングミーティングのアンケート回答

設問1: 本マッチングミーティングで、作業安全の取組に役立つ情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
94	25	59	7	0	3

設問2: 今回のマッチングミーティングはオンラインでの開催でしたが、どう思いましたか。

回答数	参加しやすい	どちらともいえない	参加しづらい	無回答
94	86	3	2	3

設問3: 本マッチングミーティングに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。
(自由記述)

<設問3の回答は、【別紙6】を参照。>

(2) 林業分野プログラム 6団体

① プログラム内容

【令和3年2月25日(木)】

- (i) スマート・チェーンソー [東京大学森林利用学研究室]
- (ii) 機械式クサビ [やまびこ合同会社]
- (iii) 架線集材の自動化システム [イワフジ工業株式会社]
- (iv) SOS・コミュニケーション端末 [株式会社フォレストシー]
- (v) 伐倒方向補助装置ガイドレーザー [株式会社藤興行業]
- (vi) 騒音環境下作業者の緊急伝達装置 [プラムシステム有限会社]

参加者数: ライブ配信参加者 131名

② アンケートについて

Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

林業分野 マッチングミーティングのアンケート回答

設問1: 本マッチングミーティングで、作業安全の取組に役立つ情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
47	15	28	4	0	0

設問2: 今回のマッチングミーティングはオンラインでの開催でしたが、どう思いましたか。

回答数	参加しやすい	どちらともいえない	参加しづらい	無回答
47	43	3	1	0

設問3: 本マッチングミーティングに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。
(自由記述)

<設問3の回答は、【別紙7】を参照。>

(3) 漁業分野・共通分野プログラム 5 団体

① プログラム内容

【令和3年2月 26 日(金)】

- (i) 沿岸域向け安全操業支援システム [日本無線株式会社]
 - (ii) 産業用水中ドローン [JOHNAN 株式会社]
 - (iii) 救命合羽の開発 [日本救命器具株式会社]
 - (iv) 作業を見守るデータ取得サービス tukumo [株式会社 AmaterZ]
 - (vi) OIMS を活用したオープンイノベーションの推進 [経済産業省関東経済産業局]
- 閉会挨拶 農林水産省

参加者数: ライブ配信参加者 78 名

② アンケートについて

Web 参加者に対し、Web 退出時にアンケートを実施し、下記の回答を得た。

漁業分野他 マッチングミーティングのアンケート回答

設問1: 本マッチングミーティングで、作業安全の取組に役立つ情報が得られたと思いますか？

回答数	大いに得られた	得られた	どちらともいえない	得られなかった	無回答
23	7	15	1	0	0

設問2: 今回のマッチングミーティングはオンラインでの開催でしたが、どう思いましたか。

回答数	参加しやすい	どちらともいえない	参加しづらい	無回答
23	21	0	0	2

設問3: 本マッチングミーティングに関するご感想・ご意見を自由に記入して下さい。
(自由記述)

<設問3の回答は、【別紙8】を参照。>

Ⅱ 周知・広報活動の実施

(Ⅰ) 雑誌・Web 媒体への広告掲載

「農林水産業・食品産業 作業安全推進 Week」の告知のために広報活動をした。

- 1 現代林業 2021 年 2月号 表4 1P 広告掲載した。
- 2 現代農業 2021 年 3月号 表2 1P 広告掲載した。
- 3 ウェブサイトを利用した広報活動として、マイナビ農業 1/29-2/25 BIG スクエアバナー を掲載した。

上記の媒体を通じて、作業安全推進 Week 特設サイトへ誘導し、参加申込者を募集した。

(Ⅱ) メールマガジンの配送

メルマガシステムを構築し、作業安全対策に係る情報を定期的に配信した。
2020 年 7 月～2021 年 2 月の期間に、合計 12 回送信した。
送付件数は、延べ 23,279 通 となった。

<メールマガジンの内容は、【別紙9】を 参照。>

Ⅲ その他

(Ⅰ) 農林水産省ホームページの改訂

既存の「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」のページをリニューアルした。

1 ページに集約していたページを分類し、8 ページに分割した。

また、内容をコンパクトにまとめて閲覧者が分かり易くするとともに、ホームページのデザインを改修し、農林水産省のホームページ Web コア CMS に合うように編した。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/index.html

下記の8ページに分割

- ・作業安全対策TOP
 - ・有職者会議
 - ・作業安全規範
 - ・関連イベント
 - ・新技術カタログ
 - ・関連する委託事業
 - ・関連資料
 - ・関連情報(リンク集)
-

以上